

平成23年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市高田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

地域全体の高齢化率は約 21%まで上がり、山坂の多い地区の一部では 27%を超えているところもあります。そのため買い物等日常生活に不便を感じている方や、災害時の避難や対応などへの不安を持っている方が多くいらっしゃいます。高田地区では地域福祉保健計画『ひっとプラン港北』の中で、災害時要援護者対策に取り組むことになっています。プラザは区及び区社協とともに支援チームの一員として関わっています。

プラザとしての地域の現状（課題）把握は町会や地区社協、学校及び医療機関・施設等関係機関との情報交換の他、自主事業参加者を対象としたアンケートや利用団体・利用者の声などから行なっていきます。またプラザ内の各部門各職種からも情報を集約していきます。そこで得られた様々な地域課題については、プラザが主体となるのではなく、あくまでも地域が主体となって解決に向けた取り組みが行なえるよう関係機関・団体等と連絡調整し、必要に応じて自主事業等の企画・実施につなげていきます。職種間連携を重視し、担当のみに業務が偏ることなくプラザ全体として関わり、取り組んでいく体制づくりを行なっていきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

開所から12年目となり、設備の修繕や備品の入れ替え等の頻度が高くなってきました。日常的に職員が目視での不具合や異音等に注意し、不良箇所の早期発見、早期対応に努めます。設備保守等の業務委託についても、内容を見直し業務の省力化や効率化を含めた提案を求めた上で契約します。また、法人の関連施設と共に契約することでのスケールメリットも活用し、高品質のメンテナンスを安価で行えるよう努めています。

イ 効率的な運営への取組について

介護保険事業、指定管理事業ともに利用の向上を図るべく、地域や関係機関を通じて広く施設の活用を働きかけ、安定した収入と、利用者からの高い評価を得られるよう努めます。システム状況を随時見直して業務の迅速さや正確さを向上させるとともに業務が効率的にすすむよう努めます。職員一人ひとりが節電節水やリサイクルに積極的に取り組みます。また、コスト意識を高く持ち効率的に運営できるよう、消耗品や設備保守料等も公正で安価に調達し、経費節減に努めます。

ウ 苦情受付体制について

各部門に苦情受付担当者と苦情解決責任者を置き、第三者委員は法人にて共通の委員を配置して対応します。周知は施設内の掲示や配布書類への記載等により行い、苦情の把握は意見箱の設置の他、利用者へのアンケート等の各種調査、利用団体の代表者会議等により行います。寄せられた苦情に対しては、苦情受付簿や対応した内容等を記録した苦情処理簿を作成し、内容を検討した上で再発防止や予防に努めます。また、寄せられた苦情や要望は館内の掲示板に概要を公表するなどして情報公開に努めます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

年に2回、消防訓練を行い、職員の防災意識を高めるとともに、有事の避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行えるよう努めます。また、特別避難場所である施設の役割を周知し、災害時に的確な対応ができるよう努めるとともに、応急備蓄物資も必要数を整備します。日常から防犯、防災を心がけ、個人情報を含む機密文書の管理や保管場所の施錠、電気設備等のスイッチの停止などを確実にし、二次的な犯罪、災害の防止に努めます。

オ 事故防止への取組について

日頃からヒヤリハット事例の記録を蓄積しておき、職員会議等で随時対応について考え、事故を未然に防げるよう心がけていきます。また、職員にリスクマネジメントの考え方を周知、徹底し、万一事故が発生しても適切な対応ができるよう指導し、原因究明、対象者への説明、関係機関への報告等を的確に行い、その後の事故防止に役立てていきます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

職員会議等で秘密保持・個人情報保護に関する説明、指導を随時行い、意識を常に保持するよう指導していきます。また、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、同意のもとでの最低限の使用にとどめ、無断で二次利用することがないように徹底していきます。書類の誤送付や渡し間違いを防ぐため、音読しながらの指差し確認や複数でのダブルチェックを行います。ケースファイル等文書の保管についても施錠のできるロッカーに管理して担当者が必要時にのみ開けるようにしており、今後も徹底していきます。

キ 情報公開への取組について

現在も施設の活動内容を記載した広報紙を隔月で作成し、回覧板や掲示板、町内の店舗等へ配布し情報公開を行っていますが、より一般の人の目にも触れる場所に範囲を広げるため、地区社協や法人のホームページにも掲載していきます。その他地域団体と連携して事業を行うことで、その団体を通じて施設の情報を地域の人々に伝えたいと考えています。寄せられた要望や苦情は利用者会議で周知する他、施設内の掲示板でも公表していきます。また、運営協議会も有効活用していきます。

ク 環境等への配慮及び取組について

館内で発生するゴミの減量化に努力し、出てしまったものについては確実に分別し、リサイクルできるものは資源として再利用できるようにするなどの取り組みを行います。日頃から節電、節水に努め、省資源、省エネルギーを心がけます。温暖化防止や空気清浄等に効果があるとされる緑化の推進については、敷地面積の関係上規模の大きなものには制約がありますが、比較的簡単にできるプランターの設置などで対応し、視覚的にも彩りを添えていきます。また大気汚染や騒音を軽減するため、車両のアイドリングストップを推進します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

・介護予防支援業務は、看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士で業務に当たりますが、介護予防支援業務の件数増加に伴い、介護予防支援従事者を含む4名体制で当たります。看護師を中心に行いながらも3職種が連携、共同して取り組んでいきます。

《目標》

・“地域包括支援センター内の連携”

月1回定期的にミーティングの機会を持ち、業務の進捗状況の確認と業務内容の共有化を図ることで、情報を共有し協力体制を整え、各職種が専門性を発揮しながらもチームとして効率的・効果的な業務を行えるようにしていきます。

・“給付管理業務”

委託先居介支・サービス事業所とは紙面にて実績、状況を確認し、複数職員で給付管理データの作成・確認作業を行っていきます。

・“研修体制”

健康福祉局や区福祉保健センター等が主催する研修に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。研修後は内容を共有化することで、地域包括支援センター全体のスキル向上を図ります。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費…担当地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合
-
-

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
100	100	100	100	103	103
10月	11月	12月	1月	2月	3月
103	103	103	105	105	105

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 管理者 1名 介護支援専門員 3名

《目標》

利用者、家族本位を基本として、公正、中立なケアマネジメントを心がけます。利用者のニーズに合わせ、安心とゆとりを持ち、自立した日常生活が送れるよう、多様な事業者との連携にも力を注ぎます。

《実費（旅費）負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費（通常のサービス実施地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合）
-
-

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域包括支援センター併設の事業所という性格を生かし、密に連携を取りながら、緊急、困難ケース等についても迅速に対応してゆきます。

地域ケアプラザ内の地域交流部門より、地域のインフォーマルサービス（ボランティア活動等）についての情報を取得し、また、地域交流部門にも協力してもらいながら地域の社会資源を有効活用してゆきたいと思えます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
87	87	87	87	87	87
10月	11月	12月	1月	2月	3月
87	87	87	87	87	87

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や食事、排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要介護1）	708	円
（要介護2）	825	円
（要介護3）	942	円
（要介護4）	1,059	円
（要介護5）	1,176	円
- サービス提供体制強化加算（I）
- 入浴加算
- 口腔機能向上加算
- 食費負担
- 写真代
- 口腔ケア用歯ブラシ

「くるりーナブラシ」	1本	394	円
「モアブラシ」	1本	420	円
「義歯用ブラシ」	1本	367	円

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：50～16：00

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名、非常勤16名
- 看護師 非常勤5名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者が自立した日常生活を送れるための支援を行う。
- 利用者が楽しく利用していただくこと念頭に置き、季節に即した行事レクリエーションを企画・実行していく。また、麻雀、将棋、絵手紙などの専門的なボランティアに積極的に活動していただき、利用者の個別のニーズに応じていく。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるように心がけていく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 月毎の行事レクリエーションの実施。
（5月：演芸大会、7月：納涼会、9月：外食レク、10月：運動会、12月：クリスマス会、1月：初詣、2月：地域の小学生と豆まき、3月：桜餅作り）

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
690	803	775	860	860	835
10月	11月	12月	1月	2月	3月
860	835	810	810	810	860

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助及び助言
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団のレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要支援1）	2, 327	円
（要支援2）	4, 549	円
- サービス提供体制強化加算（I）

（要支援1）	51	円
（要支援2）	101	円
- アクティビティ加算
- 口腔機能向上加算
- 食費負担
- 写真代
- 口腔ケア用歯ブラシ

「くるりーナブラシ」	1本	394	円
「モアブラシ」	1本	420	円
「義歯用ブラシ」	1本	367	円

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：50～16：00

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名、非常勤16名
- 看護師 非常勤5名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者のケアプランに基づき、介護予防通所介護の役割を把握した上で、その目標の達成に向け支援する。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 月毎の行事レクリエーションの実施。
（5月：演芸大会、7月：納涼会、9月：外食レク、10月：運動会、12月：クリスマス会、1月：初詣、2月：地域の小学生と豆まき、3月：桜餅作り）

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
60	65	65	70	70	65
10月	11月	12月	1月	2月	3月
70	65	60	60	60	70

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

・民生、児童委員（以下、「民生委員」といいます。）や、地域で活動する様々な団体との連携を継続し、地域で生活する高齢者の実態把握や新規ケースの発見に繋がります。また、積極的にインフォーマルサービスの活用や高田地域ケアプラザでのイベントなどをPRしていきながら、プラザ内連携を強化し、横断的対応が図れるようにしていきます。そして、子供からお年寄り、障害の有無に係わらずに、安心、安全に暮らせるまちづくりを目指します。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

・4職種による定期的な会議の場を使って、情報共有や個別ニーズについてのケース検討等も行いながら、フォーマル、インフォーマルサービスを組み合わせ、柔軟にケース対応を図ります。
・協働で実施する事業を通じて地域ニーズの把握に繋げ、新たな事業やネットワーク構築を図ります。

3 職員体制・育成

指定管理事業、介護保険事業とも運営基準上の配置を確実にいき、業務の安定を図ります。特に通所介護においては、基準は目安として多様化する利用者のニーズに対応できる職員配置を心がけます。職員退職時は空白期間をつくらぬよう欠員補充し、就業している職員については積極的に研修に参加させるなど、専門職としての意識やスキルを高めていきます。また他部門と連携し、協働して事業を行っていくことで、それぞれの職員の職務範囲を広げていきます。

4 地域福祉のネットワーク構築

ひっとプラン港北地区計画を軸にネットワーク構築を致します。
また子育て分野に関しては「高田地区子育てネットワーク」として地域施設(保育園、幼稚園)を含む地域内子育て支援に関わる方々、及び区、子育て支援拠点にも声掛けをし情報交換や協働について話し合います。
ボランティアに関しても地区社協主催「高田地区ボランティア連絡会」に参加をしネットワーク構築に参加を致します。

5 区行政との協働

地域福祉保健計画支援チームとして計画の推進に関わるとともに、「こうほく☆なつとも」への参加など行います。また自主事業においても骨密度測定や健康講座など地域団体(保健活動推進員など)を交えながら担当部署と連携してまいります。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域内、各会合に参加をし情報の収集と提供に努めます。特に福祉保健活動等に関しては高田地区社協主催によるボランティア連絡会に参加をさせていただき、地域内の状況把握及びニーズの収集・提供など協働に繋がりうる形で参加します。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

自主事業を活用しケアプラザ利用団体が地域に向けた福祉保健活動へ参加しやすい環境作りを致します。

また、地域内の活動へも参加をしていけるよう、コーディネート致します。

3 自主企画事業

地域住民が身近な地域で仲間作りや生涯学習など気軽にできるよう企画・実施していきます。また、貸館利用団体がそれぞれの活動を活かし地域に向け活躍するきっかけと致します。

その他、関係機関と連携をし、障害など啓発講座を実施してまいります。

このような事業の実施を通し、地域内活動の新たな担い手となる方々の発掘へと繋げていきます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

既存のボランティア団体（個人を含む）には、いつでも気軽に相談や問い合わせができる環境を築くだけでなく、こちらからも定期的に声掛けを行うなどして、情報の収集や提供等を行っていきます。また育成については、プラザで実施する講座以外のもの（区・市社協等が主催の講座）に関しても随時情報提供しています。さらにボランティア間の横のつながりについては、年に4回のボランティア連絡会に参加する他、地区社協との協働により、地域内でのボランティア連絡会を今年度から実施し、各団体が情報を共有し、より効果的な地域活動につながるようサポートしていきます。

その他、学齢期層（小・中学生）に対しては、『ボランティア』という言葉にとらわれず、「自分たちができることからやってみよう」といった啓発を、学校の授業や学校とプラザとの交流会等を通じて行っていきます。

地域包括支援センター

1 総合相談

総合相談支援（総合相談）

- ・ 民生委員や地域活動団体との連携を継続し、高齢者以外の相談にもワンストップで受け止めるようにし、それぞれのニーズに応じて振り分け機能が発揮できるように努めます。
- ・ 公的なサービスに関する情報提供のみならず、インフォーマルなサービスについても情報集約し、介護保険外のサービスにも柔軟に対応を図り、総合相談機能を強化していきます。

総合相談（実態把握）

- ・ 区など、行政が行う統計調査の確認などはもちろんの事、地域での様々なイベントや会合にも出席し、住民と顔の見える関係作りを行うことで、地域の実態把握に繋がっていきます。また、個別相談記録を職員が共有することで、どの職員でも継続的に支援ができるようにし、個別ニーズの把握に活かしていきます。

2 権利擁護

権利擁護（権利擁護）

- ・ 福祉制度が「措置」から「契約」へ大きく転換されたことで、契約主体者となる高齢者が、自ら選択を行えるように包括3職種で連携を図りながら、チームアプローチの視点を持って対応していきます。また、地域内での孤立や認知症状などにより、支援困難でリスクが高いケースなどは区や関係専門機関とも十分に連携を図るように努めます。

権利擁護（高齢者虐待）

- ・ 区が主催する、「高齢者虐待防止連絡会」に参加し、関係機関とのネットワーク構築を図ります。
- ・ 民生委員や関係機関の会合などで、チラシ配布やポスターの掲示など、啓発活動を行っていきます。
- ・ 介護者自身の支援や孤立予防として、区と連携し「介護者のつどい」を継続して開催します。

権利擁護（認知症）

・認知症などにより、適切な判断能力が低下している住民に対し、民生委員をはじめとした見守り体制の強化や、成年後見制度の活用など速やかな対応が図れるように、関係機関とのネットワーク構築を目指します。（「港北区サポートネット」の継続開催）

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

地域の会合やケアプラザの催し、ケアプラザ部屋利用団体等、高齢者が集まる場に出席し、介護予防に関する情報提供や基本チェックリストを活用して生活機能評価を行い、二次予防対象者の把握に努めます。

二次予防対象者と判定された方に対しては、制度に関する理解が進んでいない状況であるため、制度について分かり易く説明し介護予防プログラム等（運動、口腔ケア・栄養改善、訪問指導事業）の利用へ繋げていき、できる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

介護予防ケアマネジメント力

- ・介護保険の認定が要支援 1・2 と判定された方や二次予防対象者の方に介護予防ケアプランを作成します。利用者やご家族が制度について理解し、サービスを活用して自立した生活が維持できるように支援していきます。
ケアプラン作成に当たっては、サービス利用が目的になっていないか、かぞくの意向のみ重視されていないか、本人が理解できる表現を使用しているか等に注意を払い、利用者の意欲が引き出せるようなケアプランを目指します。
- ・マネジメントする側の職員も研修・講演会等に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ①地域住民等に対する制度やサービスの説明を行なって行く。
 - ・ふらっと高田への運営協力包括主催の介護者の集い及び喫茶たかた開催時での説明を行なって行く。…通年
 - ・民児協や介護予防教室OB会に参会し、制度説明を行なって行く。…通年
 - ・いきいきサロンやペタンク大会等の地域の催しに参加し、制度説明を行なって行く。
- ②地域情報を作成し配布する事により、連携推進を図る。
 - ・高齢者虐待防止ポスター作成協力を行ない（社会福祉士）、施設や薬局等に配布する。
 - ・高田つうしん作成を行ない、薬局や施設、銀行等に配布する。
- ③ケアマネジャーと関係機関との懇談会の開催を行なう。
 - ・高田地区民生委員とケアマネジャーの懇談会を行ない、連携推進を図る。
…年 2 回

医療・介護の連携推進支援

- ①ケアマネジャーと地域医療期間との懇談会を開催する。
 - ・地域ケアカンファレンスの一環として、医療機関との懇談会を行ない（区内包括合同）情報交換の機会を提供する。
- ②昨年度作成した医療期間のアピールシートを更新して行く。
 - ・アピールシートを変更の度に随時更新。地域のケアマネジャーに配布する。

ケアマネジャー支援

- ①ケアマネジャーへの相談支援。
 - ・電話や来所による相談を受け、助言や指導を行なって行く。場合によっては同行訪問や事業所訪問を行ない、状況把握や情報提供、支援を行なって行く。
- ②ケアマネジメントの質の向上支援
 - ・介護予防委託事業者のサービス担当者会議への参加。支援困難ケース等へのスーパーバイズ的なサービス担当者会議の参加を図り、ケアマネジャーの質の向上を図る。
 - ・地域ケアカンファレンス（講演会・関係機関との懇談会）の開催を図る。
 - ・・・区内包括合同開催年6回、単独及び近隣包括との共催年2回程度検討中
 - ・ガンバ港北（港北区事業者連絡会）との共催による講演会の開催。・・・年3回。
- ③新人及び就労予定ケアマネジャーへの支援を行なう。
 - ・区内地域包括支援センター共催による講演会や施設見学会の開催、懇談会の開催を行なう。

介護予防事業

介護予防事業

高齢者が住みなれた地域で元気な生活が続けられるように、健康に関する情報提供や講演会・教室を実施していきます。介護予防を意識しながら自らが介護予防活動を実践していけるよう取り組んでいきます。

平成23年6月3日～7月29日(全5回)、平成23年8月27日～9月24日(全4回)、平成23年12月9日～平成24年3月23日(全8回)区と共催し、体力向上プログラム「ハツラツ！高田」を年3回開催、一般高齢者を対象として体操と講義を中心としたプログラムを行います。

その他

平成23年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 高田地域ケアプラザ

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料収入	17,702	23,277	535				
	介護保険収入				3,500	16,800	78,550	5,835
	その他	150	20	0	0	300	5,395	951
	委託料(地域包括支援センター相談体制強化事業)							
	認定調査料					300		
	食費等						5,395	951
	雑収入	150	20					
	収入合計(A)	17,852	23,297	535	3,500	17,100	83,945	6,786
支出	人件費	10,250	20,000			13,132		61,505
	事務費	1,046	1,100					
	事業費	794	932	535		120		16,995
	管理費	5,100	1,245			500		11,220
	その他	512	0	0	0	0		0
	消費税	512						
		支出合計(B)	17,702	23,277	535	0	13,752	
	収支 (A) - (B)	150	20	0	3,500	3,348		1,011

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。